

野のゆり保育園

入園のしおり

重要事項説明書



人には優しい心 自分には強い心
創造力 と 自立心

社会福祉法人 双葉の園
野のゆり保育園

園長 住吉 広子

〒153-0044 東京都目黒区大橋 2-15-12
Tel : 03- 5790-9091 Fax : 03-5790-9092
<http://www.nonoyuri-hoikuen.jp>

目次

施設の概要

- p 1 保育理念・保育目標
- p 2 保育内容
- p 3 行事について
- p 4 給食について
- p 5 社会福祉法人 双葉の園のあらまし
- p 6 社会福祉法人双葉の園 創立
- p 7 1. 事業保育理念・事業者の運営主体 2. 園児および職員の配置
3. 保育時間
4. 延長保育について
- p 8

おねがい

- p 9. 10 5. 送り迎えについて・I Cカードについて・登降園システムカードについて
登降園時のおねがい
- p 11 6. 防災対策について
- p 12 7. 個人情報の保護

給食

- p 13. 14 8. 保育園の給食について

保健・登園許可書など

- p 15. 16 9. 子どもの健康について
- p 17 10. 薬の取り扱いについて
- p 18 11. 感染症について
- p 19 感染症一覧表
- p 20. 21 登園許可証（コピー用）
- p 22 保育中に起きた怪我について
- p 23 受診時のフローシート
- 12. 独立行政法 日本スポーツ振興センターについて

その他

- p 24 13. 園に対するご意見・要望 の窓口について
- p 25 14. 虐待防止 クラス配置図

＜保育の理念＞

社会福祉法人双葉の園 野のゆり保育園は、児童福祉法及び、子ども子育て支援法に基づき、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することを目的とした児童福祉施設です。

保育の運営にあたっては保育所保育指針、及び関係法令等に基づき、子どもの人権、主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、保護者や地域社会と力を合せ、積極的に家族援助を行うことを目指します。

＜保育目標＞

* 人には優しい心 • 自分には強い心 *

* 創造力 と 自立心 *

これからの未来を担う子ども達に、
自分が愛されている実感をもつこと
人と思いやりをもって関わること
自分の意思をしっかりと持って行動すること
様々なものごとに好奇心と興味を広げて、自ら関わっていくこと
そんな願いを込めて、保育目標を立てています。



野のゆり保育園の保育について

0歳から6歳まで、46名定員の保育園。園舎は平屋建て、小さい規模ながら園庭もあります。

0、1、2歳児は6~8名の少人数のクラスで過ごし、3、4、5歳児は異年齢合同のクラスで過ごしています。

ここで過ごす全員が、一つの大家族のように、保護者の方々と共に、
子ども一人ひとりの成長を発見し、喜び合えるような場所でありたい。
家庭的な雰囲気の中で、年齢別のクラスの枠をこえて
きょうだいのよう助け合いながら安心して生活できるようにしていきたい。
あたたかいまなざしの中で子どもたちがのびのびと過ごし、
愛されていると実感し、自分のことを大切に思う心を育てていきたい。
そして他の人を思いやり、困難にも負けないしなやかな心を持ち、
自信を持って生きる力が育つことを願い、日々保育をしています。

＜保育内容＞

【子どもの権利の尊重】

双葉の園では、「子どもにとっての最善」を常に考えて保育を行っていきます。
子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を尊重し、
子ども達の過ごす日々と未来が、より良いものになるよう努めています。

【安心感と自己発揮】

子ども達には、自分が周りの人から見守られ、大切にされているという実感を持って
育ってほしいと願っています。自分の思いを真摯に受け止めてくれる他者の存在を感じ
ることで、安心して自己発揮できるようになります。
人からあたたかく受け止められた実感から育まれる安心感を土台として、
感謝の気持ちや、自ら人を大切にする思いやりの心が育まれることを目指します。

【自然との関わり】

園庭では、泥遊びをしたり、虫探しをしたり、草花を育てたり、栽培を通して、
遊びの中で自然と季節の移り変わりを感じられるような園庭作りを目指しています。
また、食と生活、体、命とのつながりがより身近に感じられるよう、子ども達の興味に合せ、
食育活動（畑、調理保育など）も積極的に行っていきます。
動物も植物も、すべての生き物には、生命が存在することに気付き、そして将来・・・
生命はかけがえの無いものであることの認識につながることでしょう。

【あそび】

子ども達は日々遊びの中で、心と体、感覚をフルを使って様々な経験をしています。
自分の好きなことで遊び込むと、様々な所で興味・関心が、広がりや深まりを見せ、
工夫をしたり、試行錯誤に没頭します。自由で豊かな創造力や思考、発想は、十分な遊びの
中で育まれます。
また、戸外で沢山体を動かす事も、健やかな心と体の育ちには欠かせません。
双葉の園では、一人ひとりの「〇〇をしたい」思いを尊重し、遊ぶ場ややりたいことを、自
分で選ぶ、友達同士で話し合って決めるなどを通して、いきいきと遊び、成長してほしいと
思います。

【 アートの時間 】

週に 1 回程度、アートの担当講師が、子ども達と一緒に表現活動を楽しんでいます。
様々な表現方法や素材に親しみながら、
自分なりの楽しみをアートを通して見出していく時間です。
完成を目指にはせず、プロセスを重視して活動をしています。
子ども達の考え方、発見、経験したことの全てを共感し、
おもしろがることで、子ども達は自ら進んで想像することや
試行錯誤することに没頭していきます。
日常の遊びともつながり、毎回子ども達が楽しみにしている
時間になっています。



【 行事について 】

子ども達には、様々な行事、体験を通して豊かな感性を育んでほしいと思います。
年中行事に加え、様々な予定を計画しています。

行事に関しても、大人が一方的に教える、導くということをせず、
各行事にどのように取り組むかは、子ども達と話しあいながら進めていきたいと思います。
子ども達自ら主体的に考え方行動することで、興味、関心を高め、自分から楽しみを
見出せるようになってほしいと考えています。

野のゆり 保育園 主な行事予定

4月	入園、進級のお祝い ★新入園 保護者会
5月	端午の節句 ★保護者会・春
6月	★保育参観・春（0～1歳）
7月	七夕
8月	引き取り訓練
9月	★保育参加（2～5歳） お月見会
10月	★親子で遊ぼう会 ハロウィン

※ 年2回 内科健診・歯科検診

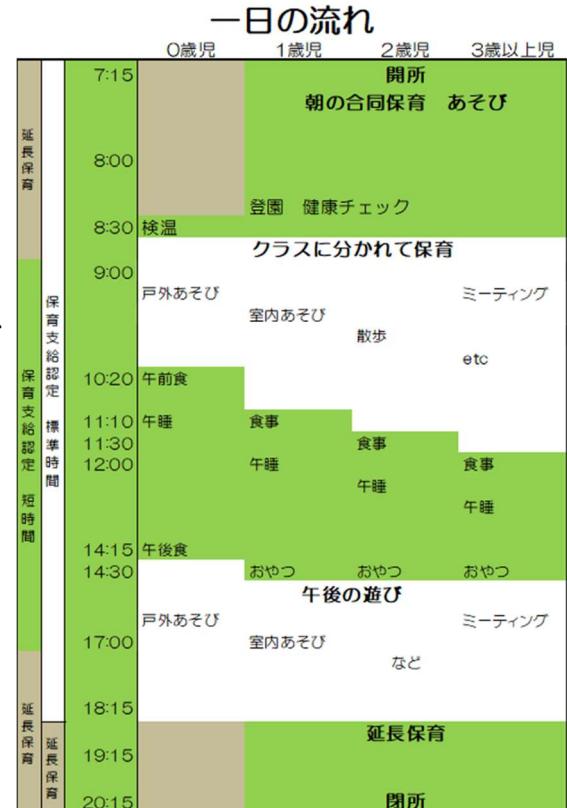
★印は保護者参加	
11月	★保育参観・秋（0～1歳） 遠足（4、5歳） 3歳遠足ごっこ
12月	★双葉祭 もちつき クリスマス会 ★5歳保護者会
1月	どんど焼き
2月	節分 ★保護者会・冬（0～4歳） ★おたのしみ会（3.4.5歳）
3月	ひなまつり会 卒園式 お別れ遠足（お花見）



<生活>

一人ひとりが、気持ちの良い生活リズムで一日を過ごせるよう願っています。
戸外遊びの時間を十分にとることを基本として、一人ひとりの生理的欲求が満たされるよう配慮して過ごしていきます。
特に、0～2歳児の子ども達は発達の差も大きいので、登園時間等を参考にしながら、個々の違いに配慮した食事、休息のリズムを作りたいと考えています。

のために家庭と園の協力は欠かせません。
「早寝早起き、朝ごはん」など、子どもたちにとって最善の生活リズムを身に付けていきたいですね。
連絡帳等を活用し、情報を共有しながら過ごしていきたいと思っています。



【給食、食育について】

子どもたちにとって、食事は健康を維持し心と体の成長のためにとても大切です。保育園の給食は、安全でおいしく、何よりも楽しい雰囲気で食べられるように心がけています。食と体、生命とのつながりを感じられるよう、子ども達が、日常的に食材に触れ、皮むきなどの機会を作っています。また、畑で野菜を栽培したり、子ども達と一緒に作りたい料理を考えて調理保育を行うなど積極的に食育活動を行っています。



【給食でこころがけていること】

- 旬の食材を豊富に使い、季節感があふれる献立を心がけています。
- 味付けは、薄味を心がけ、丁寧に出汁（鰹節、昆布、煮干、鶏ガラなど）を取り、素材の味を生かすようにしています。
- 食品添加物は避け、安全性の高いものを選んで使用しています。
- 水分補給には浄水器（ミネラルは通し、人体に有害な微生物、トリハロメタン、PCB、塩素、放射性物質などは通さない）の水を使用しています。



＜社会福祉法人 双葉の園のあらまし＞

沿革

創立者 本田 トヨ キリスト教婦人矯風会会員として福祉活動に従事

1931 年	目黒区東山に『双葉の園』・「家庭学校」(通称花嫁学校)と付属の 双葉の園幼稚園を設立
1944 年	第二次世界大戦で建物消失、事業を閉鎖する
1945 年	戦災、引き上げ母子の住居確保のために旧陸軍兵舎を借り受けて改造し 母子寮を設置、同時に生活安定のための授産場を設立 全国的に母子保護を訴え、政府に要請 母子保護連盟を結成し、戦災遺族、引揚者、傷病者のための 法的措置設置のために全国的に活動を行う
1948 年	目黒区大橋の現在の地に「双葉の園」再建
1952 年	ベビーブームの子どもたちが幼児期を迎え、双葉の園の園児数 400 名を超える 双葉の園別館落成
1970 年	鉄筋コンクリート5階建に改築、2歳児保育開始
1990 年	1歳児保育開始
2002 年	園舎改築落成、(旧園舎老朽化の為) 0才児保育、延長保育、一時保育を開始
2006 年	法人名を 社会福祉法人 婦人生活文化協会から 社会福祉法人 双葉の園に変更
2011 年 4 月	新園舎増設、産休明け保育実施
2011 年 10 月	一時保育室を設置
2017 年 4 月	野のゆり保育園 設立
2019 年 7 月	子育てひろば「小さい花の家」を開設
2020 年 4 月	双葉の園ひがしやま保育園 設立

社会福祉法人 双葉の園 創立

双葉の園の創立には、関東大震災が深くかかわっています。

双葉の園の初代理事長であった本田トヨは、関東大震災の際に、震災の直後から救助と支援に奔走し、翌年の3月まで毎日支援活動を続けていました。その後は、大変な不景気で、生活できない人々が遊郭に娘を売るという時代になりました。

そこで、本田トヨは、キリスト教婦人矯風会の人々と共に、遊郭から逃げ出した娘達を保護し、こういう人たちを救いだす運動をはじめ、暴力団や遊郭の楼主との交渉などいろいろな事に取り組みました。その頃の話は、初期の社会福祉関係者の間では名高く語り伝えられています。

ここから始まった運動に共感する人たちと始めたのが、婦人生活文化協会で、1931年に家庭学校（通称、花嫁学校）と授産・購買組合、それに付属の双葉の園幼稚園を創設しました。

創立当初は、加藤シヅエ（婦人解放運動家、初の女性衆議院議員）が特別講座を受け持ち、市川房江（婦人参政権運動を主導、参議院議員）が公民を教えるなど、驚くほどの人材が集まりました。

婦人生活文化協会という名称はすこし大げさな気がしますが、設立当初は子どもから老人までの女性に関わる事業を広く行い、関連施設で一つの町を作るというような大きな構想っていました。

本田トヨは、母子保護連盟、未亡人連盟という組織を結成し、遺家族、罹災者、失業者、数十万人の戦争未亡人の生活安定、子女の教育等に力を尽くしました。1948年には児童福祉法が制定され保育園制度が出来ました。これには本田トヨの働きが大きかったという事を聞いています。

戦後は、婦人生活文化協会を大きくして理想を実現するよりも、国政に働きかけ、母子保護連盟の会長になり、社会に働きかけることで、当初の夢をある程度実現しました。そこで法人の名前も婦人生活文化協会では実態と合わなくなりましたので、保育園とおなじ「双葉の園」になりました。

双葉の園は創立以来、90年以上の月日が経ちましたが、近年は保育と保育を取り巻く環境が大きく変わってきました。

しかし、どのように社会と保育を取り巻く状況が変化しても、私たちには変わらないものがあります。

◎ 1931年当時の規約には、

一、家庭学校、（日課ヲ定メ料理、家庭療法、和洋裁、編物、生花、手芸等ノ教授）

二、授産ト購買組合（収入ヲ増シ支出ヲ減ジ以テ儉約ヲ獎励ス）

三、《隣保事業 双葉ノ園ハ学齢以下ノ幼児ノ基礎教育ニアタル》とあります。

私たちは、保育園に限らず、母親とその子どもたちを支援し続けてきた創立者の志を受け継いでいかねばならないという思いを新たにしています。

社会福祉法人 双葉の園

理事長 西 大記

＜施設概要・利用について＞

1 事業者の運営主体

種別	認可保育所
名称	社会福祉法人 双葉の園
保育所の名称	野のゆり保育園
所在地	東京都目黒区大橋 2-15-12
電話番号	03-5790-9091
FAX	03-5790-9092
ホームページ	http://www.nonoyuri-hoikuen.jp
施設長氏名	住吉 広子
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
嘱託医	しあわせ子供クリニック 東邦大学医療センター 大橋病院 二瓶 浩一

2 園児および職員の配置

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス	ひよこ	ひばり	つばめ	すみれ	ばら	ゆり
人数	6名	8名	8名	8名	8名	8名

※0歳クラスは生後57日目より受け入れています。 定員 46名

職 員 園長(1) 副園長・主任(1) 保育士(12) 栄養士(2)
調理師(1) 看護師(1) 事務員(1) 嘱託医(1)

3 保育時間

(1) 開所時間

月曜日～金曜日	7時15分～20時15分
土曜日	7時15分～18時15分
休所日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 保育標準時間(11時間)

	保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
月曜～土曜	7時15分～18時15分	9時00分～17時00分
延長保育時間	18時16分～20時15分	7時15分～8時59分 及び17時01分～20時15分

※ 土曜日の延長保育はありません

- ◎ 開所時間内で、勤務時間、通勤時間を合わせた時間(保育時間)でお預りいたします。
区の書式とは別に、勤務状況、通勤経路等を確認させていただきます。(保育時間確認票)
- ◎ 4か月未満のお子さんは、8時30分～17時00分の間でお預かりします。
- ◎ 私用による保育を希望される場合は、9時00分～16時00分の間でお預かりします。

4 延長保育について

延長保育には定期利用とスポット利用の2種類があります。

区に納める保育料とは別に保育園で直接利用料金のやり取りをします。

尚、**0歳児クラスの延長保育は行っておりません**のでご了承ください。

(1) 定期利用について

保育時間（勤務時間十通勤時間）を確認させて頂き、必要な事情を伺ったうえで、定期利用を受け付けます。

月額	18時15分から19時15分まで	10,000円
月額	18時15分から20時15分まで（夕食含む）	26,000円

＜定期利用定員＞ 定期利用はクラス毎に定員を設けています。

1歳児	2歳児	3.4.5歳児	合計
1名	2名	3名	6名

※希望者多数の場合は抽選になります。

- 利用を希望される方は担任に相談の上、定期利用申請書にて申請してください。
- 定期利用を取り消す場合は、取り消しの申請書に記入し、前月末までに提出してください。
- 取り消しの申請のない場合、利用日数にかかわらず月額での請求を致しますので、ご注意ください。 尚、当月の定期利用取り消しは出来ませんので、ご了承ください。

(2) スポット利用について

- 止むを得ず、お迎えが18時15分を過ぎる方のためのスポット利用があります。
前もって予定が分かっている場合は、担任までお知らせください。
- お迎え時間が、登降園システムの端末で、**18時16分を過ぎましたら、
スポット利用として確認させていただきます。**
→ 当日、急遽お迎え時間が**18時15分を過ぎてしまう場合は、必ずご連絡ください。**
- 公平を期すために、理由に関わらず、時間が1分でも過ぎた場合は料金が請求させて頂きます。
- 19時15分以降のお迎えになる場合は必ずご連絡ください。
- 夕食付スポット延長**

お迎え時間が19時15分を過ぎることが前もってわかっている場合、事前に申請書を記入いただければ、夕食をご用意します。前日までに提出してください。

・延長保育スポット利用料金

※開所時間を過ぎた場合は、時間外の為、別途高額料金が発生しますのでご注意ください。

	お迎えの時間	日額
1時間スポット	18時15分から19時15分まで	700円
2時間スポット	19時15分から20時15分まで (前日までに予約が必要)	2,000円 (夕食含む)

(3) 延長保育費の支払い

- ・延長保育費は、月末締めで請求いたします。封筒を翌月初めにお渡しします。
釣銭のないようご用意いただき、毎月10日までにお支払い下さい。
- ・支払は事務所へ直接お願いします。(朝8時30分までは、職員にお渡しください)
尚、原則として17時30分以降のお金のお預かりは出来ませんので、翌日の朝にお支払いをお願いします。

◎補食について

- ・子どもたちがお迎えを待つ間、空腹感を感じないようにおやつをご用意します。
- ・夕食に響かないよう100kcalを目安とし、食べなくても料金に変更はありません。

5 送り迎えについて

- ◎ 日中のあそび、活動が十分に出来るよう、朝は9時15分までに登園して下さい。
- ◎ 原則午後からの登園は受け入れかねます。やむをえない事情等あればご相談ください。
通常の保育時間（勤務時間 + 通勤時間）と予定が変わる場合は事前にお知らせください。
- ◎ 遅刻、欠席等は必ずご連絡ください。その日の活動や、給食等の準備にも影響しますので、9時00分までにご連絡頂きますようお願いします。
また、遅くとも給食の始まる前（11:30頃）までには登園をしてください。
- ◎ 私用でお子さんを預ける際には、当日の緊急連絡先と共に、その旨をお伝えください。
(私用での保育は、9時00分～16時00分までの保育時間となります)
- ◎ 登園時37.5°C以上の熱がある場合、受け入れできません。
その他、感染症、保健の案内については、別頁を参照ください。
- ◎ 感染症予防のため、登園の際、玄関脇の水道にて親子での手洗いをお願いします。

(1) ICカード

防犯対策、不審者対策の一環として園の玄関は常時施錠されています。

登園、降園時はICカードを使用して開錠して下さい。入園時に各ご家庭2枚お渡しします。
鍵となるものですので、紛失破損のないよう十分ご注意ください。

紛失時は速やかにお知らせ下さい！データの削除をします。

ICカードは、追加で購入したものも含め、卒園・退園の際に、ご返却頂きます。

長く使う物になりますので、大切に扱って下さい。

紛失した場合には、実費にて再購入して頂きます。（1枚2000円）

追加で購入することも可能です。購入希望の方は担任にお声掛けください。

(2) お迎えの変更

お迎えに来る方が普段と違う場合（ベビーシッター、親戚等）必ず事前にご連絡ください。

お迎えの際は、身分証明書を確認させて頂きます。

連絡のない場合は、お引渡し出来ません。名前と、迎えに来る時間の目安をお伝えください。

(3) きょうだいの登降園について

- ・習いごと等の私用でお迎えの際は、原則として、きょうだいは一緒に降園して下さい。
- 緊急の場合や、特別な事情のある場合は、担任にお伝えください。
- ・土曜日は、きょうだいの学校行事を理由にお預かりはしておりません。

(4) 登降園システム

登降園の時間を記録するためにシステムを導入しています。

登降園の際に、打刻をお願いします。

FeliCa の IC カード (PASMO、SUICA、おサイフケータイなど) も登録可能です。

FeliCa に対応しているスマートホンでも登録が可能です。

※ IC カードをお持ちでない場合は、カードをご用意します。

- ・卒園・退園時に返却して頂きます。

- ・返却時に紛失されている場合は

IC カード 1 枚、1000 円 登降園システムカード…1 枚、500 円

をお支払い頂きますのでご了承願います。

<登降園時のおねがい>

◎ 駐輪場について

双葉の園保育園の園庭横に日中停めておける駐輪スペースがあります。

ご利用される方は、自転車シールを目立つ場所に貼ってください。事務所で配布します。

園の脇には登降園の際、一時駐輪のみ可とします。それ以外は止められません。

◎ ベビーカー

必ずベビーカー置き場に停めて下さい。

ベビーカー置き場では、互いに譲り合い、折りたたんで置いてください。

折りたためないものは、必ずストッパーをかけてください。

◎ 園内でのマナーについて

園内では、喫煙、飲食、携帯電話の使用は禁止です。

アメ・ガム・タブレット菓子等を口に含んで園に入らないでください。

食事をしながらの登園は絶対にお止め下さい。

アレルギーのあるお子さんにとって、命の危険が伴う場合もあります。

車での登園・降園は、ご遠慮ください。

近隣の方との開園時の約束でもあります。ご承知おきください。

《ならいごとについて》

- ・双葉の園として乳幼児期に学習塾などに通うことを推奨していません。
乳幼児期に育まれる学びとは、日々の遊びや生活を通して周りの物、人との豊かな関わりから育まれる非認知的な力こそ重要であると考えているからです。
- ・日中の活動、遊びを優先していきたいので、習い事の予定のために午後から登園したり、途中で抜けて戻ることを認めておりません。ダブルスクールのような、一日の中で保育園以外に複数通所することは、特に心身の負担が大きいと思っております。ご理解の程よろしくお願いします。

6 防災対策について

(1) 緊急時の備え

災害の発生に備え、緊急時には、どのように迎えに行けるか。

代理を頼める方、連絡方法、勤務先から園までの経路と交通手段等について、ご家族でしっかりと話し合い、対策を講じておいてください。

(2) 緊急時の安否情報の発信、確認方法

園では、緊急時の安否をお伝えする手段として、

「災害伝言ダイヤル#171」「ホームページのトピックス更新」

「安心伝言板」を利用します。

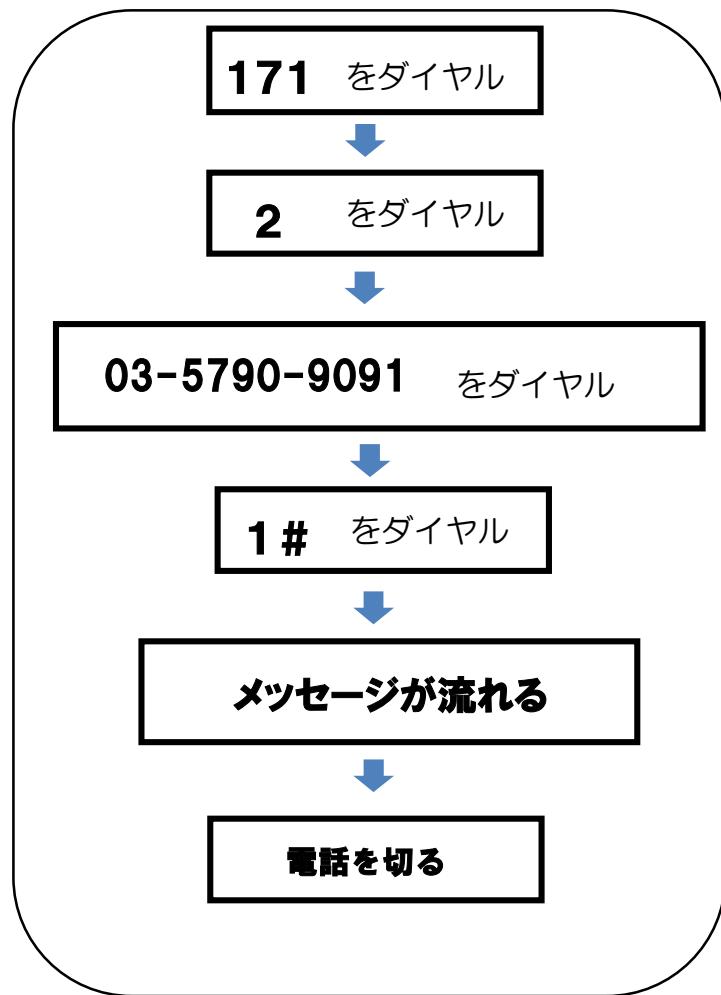
安心伝言板につきましては、入所時にご登録頂きます。

毎年の引き取り訓練時に、安否確認訓練を行います。

(3) 災害時避難場所

- ① 園舎および園庭
- ② 目黒区立 第一中学校 (地域避難所)
- ③ 東大教養学部 (広域避難所)

災害用伝言ダイヤル（171）再生方法



7 個人情報の保護

- ◎ お預かりした個人情報について、
双葉の園個人情報保護規定に基づき、適正に管理いたします。
- ◎ 子どもの必要性に応じ、園内には名札等の名前の記載、掲示をすることがあります。
また、個人の持ち物等には、全て名前の記載をお願いします。
- ◎ 児童票、緊急連絡票、保育時間確認票などお預りした個人情報は、
施錠されたロッカー内に保管し、園外に持ち出しません。
ただし、緊急時（通院、災害時）のみ、持ち出す事があります。
- ◎ 園児の写真・ビデオに関して、個人情報に関する同意書をご記入ください。
保育の中で必要に応じて、日常の生活、遊びの様子を、写真、ビデオの撮影をします。
園内に掲示したり、保護者会等で保護者の皆様にご覧いただく機会があります。
誕生日カードなど、写真を印刷して使用する際には、園外には持ち出さず、園内で印刷いたします。

〈お願い〉

- ◎ 園内に掲示した写真の撮影はご遠慮ください。
 - ◎ SNSへの投稿等はトラブルにもつながりますので絶対におやめください。
 - ◎ 写真の販売は、業者に委託しています。詳しくは別途配布される案内状をご参照ください。
 - ◎ 保育の様子を、写真、ビデオなどで撮影しないでください。
また、それを疑われるようなことがないように、園内で携帯電話、スマートホン等を扱わないようにお願いします。
- 園での様子が気になる場合は、担任にご相談いただか、保育参加等にご参加ください。

〈発達上の気づき〉

- ◎ お子さんの成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、
聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、
未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる集団生活の中での気づきは、
お子さんの育ちと将来に深く関わることも多々あります。
お子さんの姿を共有することで、よりよい対応について話し合えればと思います。
- ◎ 気になる姿や、ご相談がありましたら、いつでもお伝えください。
ご相談に応じて、自治体の関係部署と連絡をとる場合があります。

8 保育園の給食について

子どもたちにとっての食事は、健康を維持し心と体の成長のためにとても大切です。一生の食習慣の基礎となります。保育園では安全で、おいしく、そして楽しい雰囲気のもとで給食が食べられるように心がけています。

(1) 納食の目安量

厚生労働省「日本人の食事摂取基準」に基づき、保育園では1日に必要な栄養のうち、乳児は50% 幼児は40%を摂れるように昼食とおやつの献立を立てています。

(2) 納食の内容

午前のおやつ（0～2歳児のみです）… 牛乳（100cc）です。

離乳食… 月齢や食べ方の様子に合わせて個別に調理しています。

昼食

- (ア) 和食を主に、主食は米飯のほかに週に1回程度パンと麺の日があります。
- (イ) 子どもが偏食しがちな食品を工夫して取り入れるようにしています。
- (ウ) 咀嚼の練習のため、歯ごたえのあるものを取り入れています。
- (エ) 水分補給には浄水器（ミネラルは通し、人体に有害な微生物、トリハロメタン、PCB、塩素、放射性物質などは通さない）の水を使用しています。

3時のおやつ… おにぎり、蒸しパン、季節の果物を中心に手作りのものにしています。

延長保育（18：15～） 補食

- 夕食に響かないものを手作りしています。（栄養所要量は、1日の10%です）

延長保育（19：15～） 夕食（有料）

- 主食、主菜（肉・魚・卵・豆類）、スープを手作りしています。
※夕食希望の方は前日までに申請が必要です。

(3) 納食でこころがけていること

- (ア) 昼の食材を豊富に使い、季節感があふれる献立を心がけています。
- (イ) 化学調味料などは使用せず、出汁をしっかりとり、素材の味を活かし、味付けは薄味を心がけて作っています。
- (ウ) 出汁は蟹節、昆布、煮干、鶏ガラなどを使い素材の味を生かすようにしています。
- (エ) 食品添加物は避け、安全性の高いものを選んで使用しています。
- (オ) 毎日給食時、栄養士・調理師が順番で各クラスへ行き、食材の大きさ・固さ・味の様子を見ています。

(4) 衛生面において

- 「大型調理施設衛生マニュアル（厚生労働省）」に従い、調理にあたっています。
- 調理器具や調理をする職員の消毒を徹底しています。
- 食器及び食器具は熱風消毒保管庫で90°C 60分消毒しています。
- 食品の検品は毎日行い、保存食を保管しています。

(5) アレルギー食について

- アレルギーのあるお子さんについては、医師の指示書等にもとづいて、除去食を基本とし、可能な範囲で代替食を用意します。

(6) 献立表の配布、サンプル展示

- 毎月末に次の月の献立表を配布します。
- 每日、玄関正面の所定の場所にその日の給食を展示します。降園の際に御覧になって下さい。（夏の期間は衛生面を考え写真で掲示します）
- 材料の購入不可能な場合などは、献立を変更することがあります。
その際は掲示板にてお知らせします。
- 給食に関しての質問、相談がありましたら栄養士にお尋ね下さい。

(7) その他

- 朝食は一日の大切な活力源です。しっかりとご家庭で食べさせてから登園するようお願いします。
- 帰宅してから夕食までのおやつは控えめにしましょう。

9 子どもの健康について

保育園では、子どもたちの心身の健康を守り、病気の発生を最小限にいとめるため、早期発見を心がけ、日常生活のなかで疾病の予防と健康増進を図っていきたいと考えています。その為には家庭と保育園の連携が不可欠ですので、ご協力ををお願いいたします。

＜健康診断等の取組＞

入園時 健診	入園時	嘱託医
健康診断	全園児…年に 2 回 0 歳児…月に 4 回	嘱託医
歯科健診	年に 2 回	目黒区 委託
身体測定	毎月 1 回	
健康管理カード	健診・身体測定の結果を記入します。 <u>内容のチェック、サインをお願いします。</u> <u>予防接種の記録をご家庭でご記入ください。</u>	
体温チェック (連絡ノート)	毎朝、ご家庭で検温、健康チェックをお願いします。 <u>登園時 37.5 度の発熱がある場合、お預かりできません。</u>	

登園時について

お子さんをお預かりする上で重要な情報(例:家庭の発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等)は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。

保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等なさらないでください。

緊急連絡について

保育園で 37.5℃ を超える発熱があった時、
保育を継続することが困難な体調の変化があった時には、
保護者の方に連絡をさせていただきますのでお迎えをお願いします。

また、保育中の怪我については、怪我の程度に応じて、ご連絡をする場合があります。
急を要する容態の場合、園から病院に直接受診をする場合があります。
その際は、保護者の方も病院に来ていただきますようお願いします。
(健康保険証と乳児医療証をお持ちください)

予防接種について

予防接種は接種後の副反応やお子様の身体への負担を考慮して
出来るだけ降園後やお休みの日に接種の計画をされるようお願いします。
接種後の翌日に登園されたときは、予防接種を受けたことをお伝えください。
また、健康カードへの記録をお願いします。

健康観察について

保育園では、免疫が未熟な乳幼児が集団で生活するため、流行する感染症の種類も多く、容易に感染を受けることがあります。そのために、早寝早起きの生活リズムを整え、日頃から、お子さんの健康状態を把握しておくことが大切です。

下記のような体調の変化があった時には、無理をせず、ご家庭で様子を見ていただくようお願いします。

発熱	<ul style="list-style-type: none">朝の体温が37.5℃以上高熱が出て、解熱してから24時間経たない24時間以内に解熱剤を使った微熱があり、食欲がない、朝起きられない
咳	<ul style="list-style-type: none">夜間、咳で疲れなかった呼吸がつらそうな咳をしている咳で食事が食べられない
下痢	<ul style="list-style-type: none">下痢が24時間以内に2回以上出る下痢で食事ができない食事をすると、腹痛を訴え下痢が出る尿の回数や、尿の量が少ない下痢のため、肛門の周囲がただれ、出血している
嘔吐	<ul style="list-style-type: none">嘔吐が24時間以内に2回以上ある食事が食べられない食べると嘔吐する尿の回数や、尿の量が少ない
発疹	<ul style="list-style-type: none">発熱を伴い、発疹がある食べた後に、発疹が出た

上に示した例に限らず、睡眠不足で機嫌が悪い、食欲がない、朝からぐずって泣くなど、いつもと違う様子があれば、体調変化の兆しである場合があります。

登園の際、普段と違う様子については必ずお伝えいただき、日中連絡がつくようにしてください。

- お子さんの平熱を把握しましょう。
- 時期がきましたら、忘れずに予防接種はお受け下さい。
- 熱性けいれんのあるお子さんは、お知らせください。
- 仕事を休めない、近くに頼める人がいない場合には、病児・病後児保育室を利用することも検討してください。

10 薬の取り扱いについて

本園では原則として内服、軟膏塗布、点眼等の投薬は行っていません。

目黒区では、保育園での与薬につきましては次のように考え、取り扱いを定めております。

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行いません。

そのため、与薬が必要な場合は、登園前または帰宅後に、ご家庭で与薬してください。

主治医の診察を受ける際には、お子さんが現在、保育園に在園している事と、

保育園では「原則として与薬は行っていない」事をお伝えください。

ただし、慢性の病気等で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合に限り、薬を保育園でお預かりします。

保育園で与薬できるのは次の①～③の場合で、主治医の指示があるものに限ります。

- ① 哮息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、けいれん疾患等慢性疾患の薬
- ② 保育中の怪我の治療薬
- ③ 上記以外で、諸般の事情から園長が止むを得ないと判断する場合

【保育園で薬をお預かりするまでの流れ】

- (1) 主治医の「与薬指示書」と保護者からの「与薬依頼書」とを提出していただきます。
保育園に、所定の用紙がありますので、必要な方はお申し出ください。
- (2) 主治医の「与薬指示書」について
「与薬指示書」の作成費用は保護者負担となります。
「与薬指示書」の有効期間は6ヶ月～最長12か月となります。
- (3) 薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方によって薬局で調剤したもので、保護者が既に何回か使用したことがあるものに限ります。
(市販薬は対応いたしません)
- (4) 薬を預ける際は、以下のものをまとめて、お渡しください。
 - ① 与薬指示書
 - ② 与薬依頼書
 - ③ 薬剤情報提供書
 - ④ 記名入りの内服1回分（分包したものが望ましい）

※ その他、与薬に関する疑問等は保育園にご相談ください。

ホクナリンテープの取り扱いについて

ホクナリンテープを貼付して登園される場合は、
ホクナリンテープに記名し、貼付部位を担任にお伝えください。
万が一、保育中に剥がれてしまった場合は、こちらで破棄させていただきますのでご了承ください。

虫よけ剤について

虫刺されが気になる時季は、ご家庭で虫よけスプレー等をつけてから登園してください。
午前中は効果が持続するものがほとんどなので、保育園では、午後戸外へ出るときのみ
保育園にある虫よけスプレーを使用します。
また園では、パッチや虫よけシール等の貼付薬や、携帯型の虫よけ剤の持ち込みはお断りしてい
ます。
虫刺されが気になるようでしたら、衣服の調節（薄手の長袖など）でご対応ください。

11 感染症について

各感染症については、厚生労働省が定める『感染症のガイドライン』をもとに対応します。
感染症が疑われる場合、周囲への感染拡大を防止するために、早めの対応が必要となります。
保育園は、乳幼児が長時間にわたり集団生活する場です。
飛沫・空気・接触感染予防することは困難ですが、
感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用
等）はします。
また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとに努めておりますが、過度な清潔を目指すこと
はしません。

感染症になった場合は、保育園はお休みをしていただきます。

- ・感染症にかかりましたら、保育園にお休みのご連絡をお願いします。
 - ・外出をしないようにし、安静に過ごしてください。
また、ご家族への感染の拡大も防止してください。
 - ・感染症の連絡を受けたら、皆様へ向けた「感染症のお知らせ」を掲示します。
登降園時には、必ず掲示板を確認するようお願いいたします。
- ・感染症にかかった場合、登園をする場合には、
登園許可証、または登園届が必要です。

次頁の感染症一覧を確認してください。

登園許可書、登園届は、事務所にてお渡ししています。

ホームページにも、PDFファイルが載っていますので

必要に応じて印刷をしてご使用ください。

感染症 提出一覧表

登園許可書 ○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症		
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	症状が出る1日前から発疹が出た後4日後まで	解熱後3日を経過していること(解熱した日の翌日を1日目とする)
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
新型コロナウイルス	発症後5日間(10日間が経過するまではウイルスの排出の可能性がある)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風疹	発疹が出る7日前から発疹が出た後7日くらい	発疹が消失していること
水痘 (みずぼうそう)	発疹が出る1~2日前から発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日後まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (ブル熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること(眼科医の許可)
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週間~数ヶ月排泄される)	医師により感染の恐れがないと認められていること (眼科医の許可)
結核	痰から菌が出なくなるまで	医師より感染の恐れがないと認められていること
百日咳	咳が始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による、5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O-157 O-26,O-111等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	菌が陰性と確認され、医師により感染の恐れがないと認められていること
髓膜炎菌性髄膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師による感染の恐れがないと認められていること

登園届(保護者記入) ○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症		
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
RSウイルス感染症	症状が出てから通常3~8日(乳幼児では3~4週も続くことがある)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週程度	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間程度 (便中には数週間ウイルスが出続ける)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるうこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
伝染性膿瘍疹 (とびひ)	効果的治療開始後まで	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出さないうにガーゼ等で覆ってあること
ヒトメタニьюーモウイルス感染症	発症後数日間(喀痰中に1~2週間程度ウイルスが出続ける)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなってから

○ 医師の診断に必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注)医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
頭ジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10~14日間	駆除開始後

2023年5月改訂

登園許可書(医師記入)

登園の際には、下記の登園許可書の提出をお願いいたします。

登園許可書

野のゆり保育園 園長宛

園児氏名

年 月 日生

病名 ()

上記の疾患による感染のおそれがないと認められます。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 师 名

(注)◎保護者の方へ

・文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、下記の感染症につきましては主治医先生ご記入の登園許可書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	症状が出る1日前から発疹が出た後4日後まで	解熱後3日を経過していること(解熱した日の翌日を1日目とする)
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
新型コロナウイルス	発症後5日間(10日間が経過するまではウイルスの排出の可能性がある)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日経過していること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風疹	発疹が出る7日前から発疹が出た後7日くらい	発疹が消失していること
水痘(みずぼうそう)	発疹が出る1~2日前から発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日後まで	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること(眼科医の許可)
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週間~数ヶ月排泄される)	医師により感染の恐れがないと認められていること(眼科医の許可)
結核	痰から菌が出なくなるまで	医師より感染の恐れがないと認められていること
百日咳	咳が出始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が出始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による、5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O-157 O-26,O-111等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	菌が陰性と確認され、医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師により感染の恐れがないと認められていること

2023年5月改訂

登園届(保護者記入)

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

<u>登園届(保護者記入)</u>	
野のゆり保育園 園長 宛	園児氏名
年 月 日 医療機関「	」において
下記疾患の診断を受けました。	
病状が回復しましたので、	年 月 日 から登園いたします。
年 月 日	
保護者氏名	

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

- 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

(注) 罹患した感染症に○を記入してください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
RSウイルス感染症	症状が出てから通常3~8日(乳幼児では3~4週も続くことがある)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がされること
手足口病	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がされること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週程度	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間程度 (便中には数週間ウイルスが出続ける)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がされること
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
伝染性膿瘍疹 (とびひ)	効果的治療開始後まで	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出さないようにガーゼ等で覆ってあること
ヒトメタニューモウイルス感染症	発症後数日間(喀痰中に1~2週間程度ウイルスが出続ける)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態がよくなつてから

- 医師の診断に必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注) 医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
頭ジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間10~14日間	駆除開始後

2023年5月改訂

〈保育中に起きた怪我について〉

園では子どもたちがそれぞれに関わりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。
怪我の防止と対策について、園全体で努めてまいりますが、子ども1人に保育者1人がついている状況ではありませんので、未然に防ぎきれないこともあります。
園で怪我が起きるうる状況も、予めご理解頂きたいと思います。

〈怪我の経緯、状況報告について〉

子ども達が怪我をした場合、適切に処置をしたうえで、詳しい状況や経緯をお伝えします。その中で、皆様にご理解いただきたいことが、子どもたちのやりとりで起きた怪我の場合、「加害」や「被害」といった言葉で表現すべきものではない、ということです。

原因の多くは、伝えたい思いがあったがうまく伝えられず、
言葉より先に手や口が出てしまったという場合がほとんどです。
それらは多くの場合「仲良くなりたい」「あの子のことがもっと知りたい」という過程で生じます。
保育士は、子ども同士でうまくいかなかったやりとりの中で、それぞれの思いを聞き取り、言葉にし、お互いに丁寧に伝えていくようにお手伝いします。

園の中で子ども同士の関係性ややり取りを見守りたいという思いから、基本的には誰が誰に、というご報告はしないようにしています。

しかしながら、受診を要する怪我になった場合や、
状況によっては、お互いの名前を出して、お伝えする場合がございます。
(例えば、自分でも思わず手が出てしまい、ひどく動搖してしまう場合など)
そうした際には、叱ったり、追及したりせず、お子さんの思いを、
冷静に優しく受け止めてあげて欲しいと思います。皆様のご理解とご協力お願い致します。

〈受診を要する怪我をした場合〉

園で受傷した部位や状況によって、また、緊急性を認めた場合、
保育園から直接病院を受診する場合があります。

その場合、次項に示すような流れ（フローシート）に沿って、受診します。
万が一の状況に備え、常に緊急連絡がつくようにしてください。
また、重度のアレルギーや熱性けいれんなど、体調にご心配がある場合は、
予めかかりつけ医をお伝えいただく等、緊急時の体制を予めご相談させて下さい。

受診時 フローシート

受診の必要性、緊急性を判断 (園長、看護師、副園長)

- ↓ • 怪我が起きた状況の把握、および検証

保護者に連絡

- ↓ • 状況の説明

- 受診の科目、受診先の相談
- 受診先に同行できるか確認（すぐに連絡がつくことは必須）

受診

- ↓ • 処置（状況に応じて 医師から保護者の同意を要する）
• 受診費用の立て替え（自費診療）

受診後（引き渡し時）

- ↓ • 受診結果（処方箋の含む）の報告
• スポーツ振興センターの災害給付の適用確認 ※（総医療費 500 点以上）
• 受診先に健康保険証、乳児医療証の提出（保護者）
• 園で立て替えた受診費用の払い戻し（保護者）

次回登園時

- 怪我の状況確認（今後の通院予定など）
- 心配な配慮の確認、共有

12 「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」について

体育の振興と園児の健康の保持増進を図るため、学校安全等の普及充実を目的とした法律に基づき「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」が設置されています。

保育園では全園児を対象として、保育園の管理下（通園中も含む）における園児の災害に関する必要な給付について、センターとの間に災害給付の契約をしています。

尚、災害給付の主な内容は以下のとおりです。

- 医療費

その原因が保育園管理下で生じたもので、療養に要する総医療費（通院、処方箋）が 500 点以上かかった場合給付基準により計算された額が支給されます。

- 健康保険適用の自己負担分（3割）を一旦お支払いいただくことになります。

→ 手続き後、総医療費の 4/10 が支給されます。（3/10 自己負担 + 1/10 見舞金）

- 障害見舞金

保育園管理下に発生した障害に対し、その程度において障害見舞金が支給されます。

但し、通園中について、通常の経路の往復に限ります。

- 死亡見舞金

保育中及び通園中によるものに対し、死亡見舞金が支給されます。但し、通園中について通常の経路の往復に限ります。

13 保育に対するご意見・要望 の窓口について

社会福祉法第82条の規定により、利用者からのご意見、ご要望に応えるための体制を整えております。

① 相談、苦情解決責任者 園長 住吉 広子

② 相談、苦情受付担当者 副園長 番場 さち子

③ 苦情解決第三者委員 弁護士 高井 信也 03-5318-3450
(高井・村山法律事務所)

○ ご相談、ご意見、ご要望、苦情の受付

(1) 園の保育等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、受付担当者にお伝えください。

文書は保育園玄関脇のポストに投函してください。

苦情受付責任者、第三者委員が隨時受け付けます。

(2) 申し出内容の報告・確認

苦情解決責任者は、原因・解決方法などの検討を行います。

(3) 解決に向けた話し合い

① 申出人が、話し合いを希望した場合、申し出た日から2週間以内に行います。

② 受付担当者は、話し合いの結果や改善事項を記録し、話し合いの当事者間で確認します。

○ 要望・苦情解決の結果に不服がある場合

第三者が苦情の調整を行う「目黒区保健福祉サービス苦情調整委員制度」がありますので、申し出てください。

14 虐待の防止・人権擁護

野のゆり保育園は入所児童の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行って参ります。

園長の責任の下、職員は定期的に園内研修を行い、虐待防止及び人権擁護の考え方について学びます。

また、関係機関と連絡をとり、必要と思われる措置を講じるものとします。

何かお気づきの事や、ご相談等ありましたら園長までお声がけください。

< 野のゆり クラス配置図 >

